慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	L・W・アイルズ著 本城俊明訳 団体保険の研究
Sub Title	
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.12 (1958. 12) ,p.1105(85)- 1109(89)
JaLC DOI	10.14991/001.19581201-0085
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19581201-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

暗示されねばならぬとすれば、倫理学を一概に主観的だとして葬り去るよりも、何らかの接近を試みるべきではなかろうか。わが国の経済政策論は、その成否はともかくとして、その接近を試みたという点、ボールディングより経験科学に囚われていないということができる。

しかしそれにしても、目的をかかげ、その相互関係を論じ、目的と手段との関係、接近し得る可能性のある諸目的などを提起した点にボールディングの面目があろう。この点については、私自身既に、対立する諸目的をいかにして一つにし得るか、その可能性、根拠を問題にしたことがあり、ボールディングの意見に全く賛成である。しかし彼は、心理学の応用の暗示にとどまってしまった。

第三に、右と関連したことであるが、厚生函数の成立について、決して単なる不可能論にとどまっていない点も認めていい。しかしその根拠を単に現実論で推しているのは、不十分である。ローゼンバーグのような社会学的方法あるいは、ダウンズのような政治学的方法で説明すべきであろう。

第四に、本書を一貫しているボールディングの思想に、生物学的および生理学的アナロジーがある。たとえば社会を一個の生態としてとらえ、各種の生物が相互に補完的な関係に立ち、動物は酸素を輸入し、炭素を輸出するように、社会も ecosystem として、生物と同じように生存していると考える。また社会の行動原理を状態の維持であるとして解釈し、これを、政府の経済活動にも適用するなど

がそのあらわれである。このような生物学的類推は、古来、多くの学者が試みたことであり、わが国でも、最近では、大熊信行博士が、生物の新陳代謝と同じはたらきを企業に認め、計画経済の基礎とされたなど、今日でも有力なアナロジーである。しかしこれらの試みはいずれもアナロジーであって、それ以上のものではない。アナロジーは説明の便宜のために用いられるものではあっても、証明の根拠とすべきではない。このところの分離が明確でないと、かえって博識が誤まった結果を導びくことになろう。それはともかく、ボールディングのこの思想は、消費したものは生産され蓄積によっておぎなわれるべきだといういわゆる Bathtub Theorem（浴槽定理）につながっていると考えられる。この考え自体は、決して誤まっているものではないにしても、やはりその根拠は納得し得る論理を必要とするのである。それをすることによってこの思想は政策論に生かされてくるように思われる。

最後に一言。もし本書を、わが国でおこなわれているような政策原理（きわめて哲学的な）を求めるつもりで読むなら、恐らく失望を禁じ得ない。もし本書を、経済学入門のつもりで、あるいは、政策論のアイディアを求める目的で読むなら、それはまたとない好著である。すなわちこの書は政策論の性格を明確にしようと努力している者か、初学者かでなければ、価値を見出だすことの難かしい本であるということができよう。

（加藤　寛）

『団体保険の研究』

L・W・アイルズ著
本城俊明訳

書評及び紹介

団体生命保険、すなわち団体保険(group life insurance, Gruppenversicherung) とは、一九一八年における米国保険監督官会議 (the National Convention of Insurance Commissioners) において採用を勧告されたる定義によると、「有診査または無診査によって、五十人を下らざる被傭者を保険する次のごとき形式の生命保険、すなわち雇主に交附する一個の保険証券によって契約し、その保険料は雇主のみ、または雇主と被傭者との共同によって支払われ、被傭者の全部またはその雇傭状況が決定する被傭者の各階級の全部を、個人による選択を除去せるある方法を基礎として決定する保険金額について、雇主以外の人々を目的に契約する生命保険である。ただし、保険料が雇主と被傭者との共同で支払われ、その契約の利益がすべての有資格被傭者に提供される場合にあっては、かかる被傭者の七割五分を下らざる人々が同様に保険されることを条件とする」と。診査の省略・経費の節約と団体契約によって保険される人々の死亡率が概して低率であることから安価なる保険の提供を可能とした団体保険は、安価なる保険を提供することにより勤労者階級に保険利用の途を開き、標準下体者、危険作業従事者の保険加入を容易にし、その加入強制ができることと、解約・失効が少なく、保険思想が普及されて、もって保険の普及が促され、これを経営政策的に見れば、労資協調、労働の安定が実現され、雇主のその被傭者団体への注意と観察が喚起され、また被傭者・労働者の消費の秩序づけが行われるようになる。団体保険の効用は、生命保険の学理・実際の研究書にあっては、特に力を入れて説かれていることが多いが、これはいかに団体保険が有益な保険制度であるかを物語る一現象である。

生命保険の書物でさえ数少ないわが国にあっては、団体保険の学問書はまず絶無と称してよかろう。近時は、団体保険がわが国において重視せられ、普及せられだしてからか、論文、特に保険業界人のこの方面の研究論文が現れだしたが、それぞれに有益なものである。しかしこの保険がもっとも発達している米国では、例えば Gregg, D. W.; Group Life Insurance; An Analysis of Concepts, Contracts, Costs, and Company Practice. Richard D. Irwin, Inc., 1957. Rothenberg, E. E. & others; Group Medicine and Health Insurance in Action, 1949 Carswell, Canada. や本原書 Group Insurance and Employee Retirement Prans by Louise Wolters Ilse, Ph. D. Prentice-Hall, Inc. 1953. などがあるが、特に本原書が定評がある。

そして本書の訳者本城俊明氏は、Joseph B. MacLean, Life Insurance, New York, 1939. の翻訳「生命保険の原理」(昭和十七

年）で有名であるが、戦後第七版によってこれを改訳した（昭和二十二年）。これに続けて本城氏は Modern Life Insurance by Robert I. Mehr, Ph. D. Robert W. Osler, the Macmillan Company, New York, 1949.「現代の生命保険」（メーア　オスラア著　本城俊明訳　生命保険事業研究所）、Life Insurance Mathematics by Robert E. Larson Erwin A. Gaumnitz, New York, John Wiley & Sons, Inc., London, Chapman & Hall, Limited, 1951.「生命保険数理入門」（ラルスン・ゴムニッツ著　本城俊明訳　生命保険研究叢書　生命保険事業研究所版）、Essentials of Insurance Law by Edwin W. Patterson, Mc Graw-Hill Book Company, Inc., New York and London, 1935.「保険法の本質」（エドウィン・W・パタスン著　本城俊明訳　生命保険研究叢書　生命保険事業研究所版）と、その翻訳活動は目覚しく、また翻訳の正確と簡明なことは高く評価されている。本書もその大部なるにかかわらず、訳語の適正・統一と文章の平明・容易なことは広く認められてよかろう。

本書の構成は、「著者序文」（一～四頁）、「目次」（五～六頁）、「附録目次」（七頁）、「第一章　団体保険の社会的・経済的背景」（一～四六頁）、「第二章　モントゴメリイ・ウォード団体生命保険」（四七～五九頁）、「第三章　法律の適用と政府の取締」（六〇～一〇九頁）、「第四章　団体生命保険の特質」（一一〇～一四二頁）、「第五章　団体生命保険の費用」（一四三～一八三頁）、「第六章　団体生命保険の関連様式」（一八四～二〇六頁）、「第七章　団体災害健康保険」（二〇七～二四九頁）、「第八章　州および連邦の疾病廃疾制度」（二五〇～二八八頁）、「第九章　団体災害死亡四肢切断保険」（二八九～三〇四頁）、「第十章　団体入院・外科・医療費保険」（三〇五～三五四頁）、「第十一章　戦時中の団体保険」（三五五～三七七頁）、「第十三章　団体年金」（三七八～四四四頁）、「第十三章　団体保険運動の評価」（四四五～四六九頁）、「附録」（一～六一頁）および「索引」（一～一三頁）よりなるが、保険経済学の立場からすれば第一章・第四章・第十一章・第十三章に興味を引かれるところが多い。別に団体保険の歴史の部分を含む第二章・第三章も注目すべきであるが、本書の特徴である数多の註は今後生命保険を研究するに際し有益であろう。さらに各保険単語に原語を附記したことや詳細なる索引の存在は、特に本書の利用価値を増したことと思われる。

団体保険は、従来の保険では対象とすることのできなかった労働者・勤労者や低所得者階級を主として対象とし、また普通保険においては、実際にあまり契約の行われなかった小金額のものが契約され、安価なる保険の提供により上述の諸階級に保険利用の途を開き、雇主・事業主に保険料の全額またはその一部を負担させ、危険作業従事者の保険加入を達成させ、同一事業下の被保険者の団体取扱い、保険強制等々、つまり団体保険は社会保険の代替・将来社会保険に編入せらるべきものとして学界の一部では認識されているが、そしてこの保険が米国において特に発達したのは、これをもって同国社会保険発達の不足を補うからと云われているが、本書においても「実際的には、団体保険運動は、海外で確立した国家社会保険制度のアメリカ版で、米国の私企業制度のわくの内に発達したものであります」（著者序文二頁）と。

本書は団体保険の社会的・経済的背景を、都市の発生・拡大、戦争、企業集中、労働組合の生成発展、不況・失業、先覚者、法律の制定・改廃・突発事件、先覚団体の活動、労働問題などに求めて「この生命保険の新しい担保形式の創始者としてのモントゴメリイ・ウォード会社」（四〇頁）と指摘し、無からいかなる理念も創造されない、この保険要素は数世紀に亘って行われた数理的実務を修正して使用したものであるとし、雇主の集団購買力利用、無診査と低料保険などから、保険界に新生面を開いたと主張して、さて団体保険は「産業時代の新しき需要と勢力に応じて生れたものである。……それは雇主と使用人間の協同の原理を導入し、かくして合衆国に於ける社会的経済的に重要な諸運動の先駆をなしたものである」（四五～四六頁）と明記してあるが、この見解は適正・公正なものと認められるが、ただこの結論までの論述があまりに総花的にあらゆる問題に触れ過ぎて、その核心をどこに置くかも解し難く、この部分により多くの頁数が割かれて、さらに一段と内容が整理・強化されていたらと思われるところである。

戦争と保険との関連はなかなか面白い問題があるであろうが、本書はその一部でこの問題に触れている。結論としては「両大戦役期間を通じて、団体保険は著しい発展を遂げた」（三七七頁）と云うことになるらしいが、米国の保険会社が戦時中きわめて国家に奉仕的であったことは、本書によっても窺い知られる。

さて本書は本文の最終一章において団体保険運動の評価について述べている。団体保険に対し政府当局、聖職、新聞雑誌等が好意的であったことが記されて、しかるに一方「団体保険制度に対する初期の労働組合の態度は、組合の指導者が、団体保険は、使用人の忠誠心を組合指導者から引離し、労働組合運動をさまたげるために立案されたものであるという疑惑をもったので、甚だしく消極的であった」（四四八頁）と。保険研究者として注意すべき事柄ではなかろうか。個人主義的経営者の一部が団体保険を「労働者の能率を増大するために、または労働者の移動率を削減する手段として」（四五〇頁）利用し、またある経営者が「使用人たちによるもっと大きな、費用のかかる要求の先制」（四五〇頁）としたかも知れないことを認めて、「何の程度まで経営者が人道的精神に動かされたか、それを測ることは出来ない」（四五〇頁）。しかし歳月とともにこれら経営者達が「使用人とその家族の全般の福祉に基づき、且、使用人の士気の改善が彼等の能率を増進し、それがまた転じて、工場の能率を増進するといふ何等かの予測の下に、この保険を講入するやうになった」（四五〇頁）。このへんに米国団体保険の本質が在るのであろう。

最初団体保険に対して反対的であった米国労働者達も、次第にこ

れが理解を深め賛成しだした。各種の労働組合が団体保険に加入し、若干の変遷を経た後、遂に「個々の労働者の態度は、一般に、それが労働組合または経営者の発起によったと否とにかかはらず、団体保険制度に賛成である」（四五八～四五九頁）。本書は「団体保険運動の経済的、社会的の価値」（四六〇頁）を第十三章の各所で明示しているが、「社会的見地からすれば、団体保険制度は、人々が、人生に避けがたい危険に遭遇したとき、勇気と自立を与へる方便である。……慈善ではなく、契約上の権利として受取る特典の利益については、高揚する人間精神の限界から見て、否定し難いものである」（四六三頁）。全般的に考えては「毎年の収入保険料の大部分が投資運用せられるので、広く社会および国家に対する経済的利益をもたらしてゐる」（四六三頁）。団体保険は労働者異動の低減、ストライキと労働争議の防止・回避、使用人の忠誠心の強化、生産増強、社会的善意の造成、優良労務者の誘引、貧窮労務者の救援などの経営者の利益を達成したとする本書は、立場を変えて使用人の側から、なるほどこれは適正賃金、妥当な労働時間もしくは労働条件の改善に代ることはできないけれども、団体保険制度はこれら上述の基本的用件の補助として「使用人の福祉に測りがたい利益を与へ」（四六七頁）たとしながら、「使用人の立場からすれば、団体保険制度には一つの大きな不利益がある」（四六七頁）。つまり保険が一時的で、使用人が離職する時に保険が失効することであると指摘している。とすると、もしこの点のみが改正されるならば団体保険は労働者にとって、ただただ歓迎されて感謝されるものであろうか。団体保険にその発生時から附随している労働組合を弱化させ、その強化を阻害する、労働者の階級意識の高揚を遅延させ、その団結を攪乱するとする諸批判には、本書は、そして本著者はいかに答えるのであろうか。

さて本書本文の最終一頁部分において、「団体保険事業の当面するもの」（四六九頁）について論述してあるが、最近まで労働者の側からでなく、経営者の側から出された団体保険制度への発議が、保険会社の拍車をかけた行為のもとに、使用人側にも理解されてから、半世紀ならずして、賃金労働者の俸給袋をおびやかす肉体的危険をその経済的能力に従って保護すると云う「産業理念の異論のない定説となるに到った」（四六九頁）。「団体保険運動の驚異すべき発展は、産業賃金労務者に対する経済的保証の方面で、何事が完遂されたかを示す心強き情景である」（四六九頁）。しかしながら小さな地方の組合・小さな経営者にも、強大な組合・大企業と同様に、使用人の所得の減損に対して適切に保証すべき社会的責任を負わせ、そして団体保険をこれらにまで浸透させ、強度を高めさせ、「これが解決は民間企業の手中にある」（四六九頁）としたことは、なんとも無理があるようである。ただし米国の小組合・小経営者の社会的な立場や地位が、われわれがすぐ思いを到すわが国の中小企業などと本質的または圧倒的に相違するならばまた別のことである。この点はわが国保険学者にして団体保険を専攻せんとするものの良き研究題目となるのではなかろうか。

「政府の任務は、米国民主政治の伝統機構の内部で、すべての労務者に保証の基準的段階を設定すること」（四六九頁）である。「民間企業の役割は、このやうな土台石の上に、適当な建物を建設することである」（四六九頁）。団体保険の事業は、現在までに完遂した事実と経済的条件の変更に適応した過去の記録を考察・検討して、「米国の賃金労働者に対する経済的且社会的奉仕の継続と、改善の能力に関する将来の責任に当面するといふことが出来る」（四六九頁）。本書の最終結論がこれである。

本書はいかにも米国の書物らしい書物である。持てる国の、そして人間関係の合理化された常識的な、実際を重んずる、諸産業とその労働組合の発達した、近代的な精神と民主主義の一応は発達し確立されている国家・社会の、なおその上に生命保険のきわめて高度に発達したところにおける団体保険の歴史・実際・現状・内容・問題点等を説明し、紹介しまた理論づけている。あえて苦言を述べれば、本質的なこの保険への追求に不足があるが、これは米国の学問・研究または学者やその著書のやや共通した欠点であって、本書と本著者のみはせめられまい。逆に米国の社会と生活がそれを必要としないような、つまり恵まれた状態に在るからでもあって、世界の生命保険王国としてこの傾向は一段と強い。われわれは本書を基礎・土台、そして入門として、これに高度の学理論づけを行い、さらに団体保険をわが国の問題として思考・追求して、これを現実に生さなければならない。（生命保険事業研究所版　L・W・アイルズ著　本城俊明訳　生命保険研究叢書　生命保険事業研究所　著者序文四頁　目次二頁　附録目次一頁　本文四六九頁　附録六一頁　索引一三頁　頒価一、五〇〇円）

（庭田　範秋）